

8. さまざまな熱中症対策の取組事例

事例1. 滋賀県長浜市 エアコンの購入・設置、修理への補助

- 対象者は、65歳以上の高齢者で、現に居住する住宅に**エアコンが1台もない**、又は**使用できるエアコンが1台もない者**
- 新品のエアコン購入と設置**(本体購入費＋標準工事費)に**かかる費用**、もしくは**修理費用**が対象
- 上限5万円の範囲で、実費分を補助

配布チラシ
(表面)

ご自宅に使用できるエアコンがない高齢者の方に
エアコン設置費用を補助します！

最大 **50,000 円**

5月10日(水)から受付開始

熱中症による事故を未然に防ぐため、自宅に使用できるエアコンが1台もない高齢者を対象に、購入または修理にかかる費用の一部を補助します。
設置・修理前に申請が必要です。
※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

対象者 ※以下のすべてを満たす方

- 長浜市内にお住まいの 65 歳以上の方 (令和5年度中に 65 歳になる方を含む)
- 同じ世帯の全員が市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を完納している
- ご自宅内に使用できるエアコンが1台もない
(故障により使用できるエアコンが1台もない場合も含みます)
- 賃貸住宅等にお住いの場合、所有者からエアコンの設置または修理の同意を得ている

助成内容

エアコンの購入及び設置または修理にかかる費用 最大50,000円
※助成は、1世帯につき1回1台限り、かつ、1家庭につき1回1台限りです。
※エアコンは高齢者の居室または寝室に設置してください。

2台目まで/10万円まで補助、という自治体も

高齢者の熱中症予防につながる場所が対象

- ・高齢者の居室、寝室:補助対象
- ・こども、孫の居室、客間等
- ・高齢者が普段過ごさない部屋:補助対象外

※令和5年度のヒアリングによる

(裏面)

補助金を受け取るまでの流れ

1. 市に申請をする

エアコンの設置・修理前に、以下の書類を長寿推進課まで、提出してください。

- ①申請書
- ②見積書
・業者から対象者宛てに発行されたもの
・品番、型番、本体価格、設置費用、修理費用等の内訳が書かれているもの
- ③写真2枚
・エアコンの室内機と室外機の設置予定箇所の写真
- ④(賃貸住宅等にお住まいの場合)賃貸住宅等の所有者の同意書(様式第2号)
※①④の様式は市ホームページからもダウンロード出来ます。

2. 業者に設置・修理をしてもらい、費用を支払う

市から交付決定通知書が届いたら、設置・修理をいかなかった費用を業者に支払った後に、市へ補助金を請求します。

3. 市に実績報告と補助金を請求する

エアコンを設置したことが分かる写真や、領収書の写しを提出してください。

補助金の代理受領制度について

市から支払われる補助金を、申請者に代わって、業者が受け取ることができる制度です。市から直接、業者へ補助金が支払われることで、申請者は自己負担分の金額のみを用意すればよく、エアコン設置費用の全額を用意しなくて済みます。希望される場合は、申請前に別紙「代理受領制度のご案内」を業者に見せて、相談してください。

※代理受領に対応されるかは、業者毎の判断となります。

よくあるご質問

- ①申請前に購入・設置したが対象になるか？ → 事前申請が必要となります。
- ②購入するエアコンは、中古品でも良いか？ → 新品に限ります。
- ③スポットクーラーは対象になるか？ → 対象外です。壁や窓枠に設置し固定するエアコンが対象です。
- ④高齢者が上がらない2階には使用できるエアコンがあるが、対象になるか？ → 「自宅に使用できるエアコンが1台もない」に該当しませんので、対象外です。

必要に応じて、市職員がご自宅を訪問し、現場を確認します。

市内店舗からの購入・設置、修理に限定するケースも

請求などの事務手続きを店舗に代行してもらう仕組みも